

## 平成 25 年度 区役所における発達障がい者支援の状況

(平成 25 年 6 月 18 日～9 月 4 日 区役所ヒアリング結果)

## 児童への支援

母子保健
<p>これまでからも 1 歳半、3 歳児乳幼児検診に加え大阪市の独自事業として 4・5 歳児発達相談において早期発見の取り組みが進められてきたが、今年度より臨床心理士が常駐することにより</p> <p>健診時の心理相談の充実 健診以外で心理相談日を設けることができるようになった 相談に来所できないケースには保健師と家庭訪問を行う 保育所等の関係機関に訪問することにより、児の日常の様子を把握ができ、健診時に情報提供ができる(心理職員として) 健診終了後必要なケースにはフォロー教室を実施し、保健師と共に経過観察を行う 子育てサロンに参加し、成長発達が気になる児への相談支援を行う(心理職員として)</p> <p>以上のことができるようになり、発達障がいの早期発見に向けて、対象者のニーズに合わせた、柔軟に且つ多層的に対応ができるようになっている。</p>
子育て支援室
<p>母子保健からつながるケースや保育所等の事業者からの相談、あるいは直接保護者からの相談など発達障がいの疑いのある児童の相談経路は多岐にわたっている。継続的な支援が必要な場合は主に家庭児童相談員が担っており、グループによる指導・助言の手法が多く取り入れられている。また、臨床心理士との定期的な連絡会の開催や、子育てに悩む保護者向け支援とした講座、ペアレント・メンターなど区ごとに特色のある取り組みが徐々に広がっている。区独自に臨床心理士や社会福祉士を雇用し、学校との連携強化や、学齢児の発達障がい児の保護者の継続的な支援に取り組んでいる。また児童虐待とも関連があるため、子育て支援室独自事業として、発達障がいについての講演会を開催している区もみられる。</p>
課題等
<p>心理相談員の経験も様々なことから、心理相談員へのスーパーバイズ体制と心理相談員相互の連携</p> <p>心理相談員と家庭児童相談員、母子保健分野と子育て支援室の連携を深めるため、定期的に連絡会を実施するなど、横の連携を工夫する区もみられたが、同じ対象者へ援助を行うこともあるため、より一層の連携強化が望まれる。</p>
独自取り組み例
<p>「ペアレント・メンター」「再構築事業以外の臨床心理士の配置」「就学前の発達障がいのある保護者向け勉強会」「専門家(OT、PT、ST)による助言・指導」など</p>

## 平成 25 年度 区役所における発達障がい者支援の状況

(平成 25 年 6 月 18 日～9 月 4 日 区役所ヒアリング結果)

## 成人への支援

保健活動
<p>成人支援については、ほとんどの区が個別の相談対応によるもので、従来業務の中で精神保健相談員が就労・医療など相談内容に応じて関係機関へつなぎ、生活面での相談については継続的に相談支援を行っている。</p> <p>独自に取り組まれている事業としては、「発達障がいの方の家族教室」が 1 区で実施されている。</p>
保健福祉
<p>福祉分野では、障害者総合支援法に基づく法定の福祉サービス受給のための従来業務が主で、福祉サービスを必要としないが、なんらかの支援を望んでいる発達障がい者には、エルムおおさか等の関係機関につなぐ状況となっている。</p> <p>独自に取り組まれている事業としては、「発達障がい者支援 特性を活かす方法」として発達障がい者の就労支援に取り組んでいる講師を招いての講演会が 1 区。外出が困難な方に、社会福祉士等の専門員が家庭訪問し社会活動やコミュニケーションを図れるよう支援を行っているのが 1 区ある。</p> <p>また、区社会福祉協議会が「発達障がいについて考える会」としたサークルを立ち上げた例もある。</p>
課題等
<p>区役所における成人期の支援については、障がい福祉サービス、あるいは精神保健に係る相談を除くとほとんど無いのが現状である。発達障がい者の中には、障がい福祉サービスや精神保健に係るサービスの利用は必要としないものの、何らかの悩みを抱えた方もおられる。</p> <p>このような方々やその家族の身近な相談機関として区役所の役割は大きいといえるが、発達障がいの特性等の知識を持った職員が少ないことから、エルムおおさか等につなぐ程度が現状となっている。今後、当室から区役所に対しエルムおおさかの一層の活用を促し、研修会などによる知識の吸収から始め、その後、より身近な地域の機関として必要な事業の検討につなげていく必要がある。</p>
独自取り組み例
<p>「発達障がいのある方の家族教室」「事業所向け講演会」「自主組織の立ち上げ」など</p>

## 平成25年度 区役所独自事業一覧表(発達障がい者支援)

(単位:千円)

	所管	事項名	事業概要	平成25年度 予算額
1	都島区	臨床心理士による福祉相談	子育て支援室に臨床心理士を配置し、小中学校と密に連携を図りながら、発達障がい児を持つ家庭に継続的支援を実施 【パイロット】	2,827
2	福島区	妊娠期からの子育て支援事業の充実 区役所庁舎を活用した子育て支援事業 (発達障害児をもつ親によるグループカウンセリング)	対応のノウハウが必要とされる発達障害児の保護者を対象に、グループでピアカウンセリングを実施	191
3	西区	発達障がい等子ども相談支援事業	発達障がいや家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談援助業務を行う。	2,765
4	港区	ペアレントメンター事業	専門相談員等のアドバイス及び保護者同士の情報交換の場の提供 【パイロット】	489
5	西淀川区	発達障がい児・保護者ピアカウンセリング事業	発達障がい児(疑い含む)を持つ保護者に対し情報共有の場を提供し、日常生活や育児負担の軽減を図るため、ピア・カウンセリング等を実施	720
6	淀川区	子育てカウンセリング事業	発達障がいのある子どもの保護者に対して、ピアカウンセリングを実施	261
7	城東区	発達障害児・者相談支援事業	広汎性発達障害や精神障害児者が社会行動やコミュニケーションを図れるようになることを目的とし、基礎的知識を有し資格を持った専門家が家庭を訪問するなど、相談支援を行う。	1,160
8	阿倍野区	子育てカウンセリング事業	発達に気になる子を抱え悩んでいる保護者が子育てに自信が持てるように支援。	3,200
9	平野区	認知症等に対するサポーターの養成と”ほっと安心ネットワーク”の構築	発達障がいのある方(青年期以降)の家族教室と関係者のための学習会の開催により、障がいの理解を深め、適切な支援ができるようにする。 【パイロット】	66
		計		11,679